平成２２年（フ）第１０２６号
札幌市豊平区福住２条３丁目９番25号　福住アパートＢ―301号
破産者　竹本　和憲
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７号
福島県会津若松市中島町10番21号　プリムローズＢ102号
破産者　鶴山　晃浩
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１０号
神奈川県横須賀市武３丁目５番35号
破産者　藤井　隆吉
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第６２号
富山県魚津市上口２丁目16番27号
破産者　中田醤油店こと　中田　高雄
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第４９３号
大津市高砂町２番19号　ウェルドミール高砂Ａ203号、開始決定時の住所大津市あかね町16番63号
破産者　太田**偉**周こと　黄　　**偉**周
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６６号
大津市桜野町１丁目19番10―801号
破産者　寺嶋　　実
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７３号
長崎県諫早市幸町11番20号
破産者　石原　和昭
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１６２号
大分県日田市大字三和160番地２　天神コーポ203号
破産者　伊津見欣一
1　決定年月日　平成22年７月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４９０号
奈良県生駒市辻町808番地６、開始決定時の住所奈良県香芝市下田西４丁目201番地の５
破産者　渡邊富美男
1　決定年月日　平成22年７月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第３７４９号
札幌市南区北ノ沢６丁目８番43号
破産者　早川　力男
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０７号
茨城県筑西市神分510番地
破産者　谷中　武子
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２０年（フ）第９０号
滋賀県近江八幡市多賀町465番地３－Ａ―103号、開始決定時の住所福井県敦賀市櫛川31号10番地の28
破産者　戸嶌　健治
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第２１７８号
愛知県瀬戸市原山台８丁目53番地
破産者　オートパーツエムワンことユースサテライトこと　光田　浩司
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３８０号
愛知県稲沢市平和町西光坊大門南1011番地、開始決定時の住所愛知県清須市西枇杷島町小野田50番地４
破産者　大野力太郎
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２０８８号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地12―403
破産者　松本　吾朗
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
堺市美原区さつき野西３丁目９番地４
破産者　西亀　辰彦
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１００１号
大阪府和泉市池上町２丁目10番22号
破産者　新留　　貢
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１５８号
大阪府阪南市石田600番地の６―13棟305号、前住所大阪府貝塚市津田341番地の５辻本ハイツ103号
破産者　岩井　早苗
1　決定年月日　平成22年７月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係